国会事項

衆議院

質問書提出

二月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

除染事業に関する質問主意書（渡辺喜美提出）

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会規程案承認

二月十五日横路議長は、黒川東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長から申出のあった、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程案を承認した。

参議院

質問主意書提出

二月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

拙速な原子力規制庁法案の閣議決定と原子力規制の在り方に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一一五号）

エアゾール缶等の火災・爆発事故対策に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一一六号）

質問主意書転送

二月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

「密約」問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一一一号）

在日米軍再編計画の見直しに関する質問主意書（浜田昌良提出）（第一一二号）

人事異動

法務省

○定年退官

大阪区検察庁副検事休場正信は、検察庁法第二十二条の規定により二月十四日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十六日リトアニア国の国祭日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇陛下御即位二十三年に際し、一月十日オマーン国国王陛下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し二月十五日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十四年二月十七日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成23年12月20日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31413号	クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社
東京都知事(5)第21093号	株式会社徳元
沖縄県知事(1)第04191号	エンゼル信販

平成23年12月20日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事(4)第00765号	株式会社ヴィオレ
関東財務局長(2)第01416号	株式会社サンステージ
東京都知事(4)第22794号	株式会社リマークスクレジット

平成24年1月24日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
近畿財務局長(3)第00790号	株式会社リスパルミオ
東京都知事(4)第25530号	株式会社ロワートップ
三重県知事(5)第01179号	真和商事
大阪府知事(8)第05494号	株式会社マルキン
沖縄県知事(4)第03423号	有限会社あおば
福井県知事(2)第00647号	山本商事株式会社
滋賀県知事(4)第00766号	中尾　忠直
大阪府知事(10)第00457号	大都リース
沖縄県知事(N6)第02237号	有限会社アーバンクレジットサービス
茨城県知事(日-1)第20073号	ウィング
沖縄県知事(5)第03019号	株式会社丸永不動産
神奈川県知事(3)第04904号	有限会社ヨシフク
東京都知事(1)第31363号	株式会社GLOBAL SUPPORT

公害等調整委員会公示第一号

公調委平成二十二年（フ）第二号栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年二月十七日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

栃木県那須郡那須町大字高久甲三九〇〇番地

裁定申請人　株式会社那須国際射撃場

代表者　代表取締役　折原　英司

栃木県宇都宮市塙田一丁目一番地二〇

処分庁　栃木県知事

栃木県知事が平成二二年一〇月二〇日付けをもって株式会社那須国際射撃場の砂利採取計画の認可申請に対してした不認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定等を求める。

二　審理期日　平成二四年三月一九日午前一〇時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

公告

諸事項

工場財団

富山県高岡市丸の内1番40号**株式会社チューリップテレビ**の工場財団に富山市奥田本町8番24号株式会社チューリップテレビ放送センター及び富山市呉羽町20番地4株式会社チューリップテレビ呉羽送信所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出でて下さい。

平成24年2月17日　富山地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第1号の規定に基づき、平成24年2月7日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年2月17日

前橋地方法務局長　秋山　重紀

記

氏名　青木多佳久

所属する土地家屋調査士会　群馬土地家屋調査士会

登録番号　群馬第939号

事務所の所在地　群馬県前橋市日吉町三丁目31番地24

違反行為　会則違反